

# 皇位の継承

兵藤守男

## 目次

1. はじめに
2. 皇位継承の条件
  - 2.1. 継承の資格
  - 2.2. 継承の優先順位
  - 2.3. 継承の放棄
  - 2.4. 継承の定式
3. 皇統と皇位
4. おわりに

## 1. はじめに

「皇位継承制度と関連する制度について、高い識見を有する人々の参集を求めて検討を行うことを目的」として、「皇室典範に関する有識者会議」が開催された。皇室典範の改正作業が着手された背景には、数十年先に直面すると予想される皇位継承の「危機」がある。この有識者会議は、現行の皇室典範が定める皇位継承資格の制限を「緩和」することなどを内容とする最終報告書を小泉首相（当時）に提出した。この報告書は、会議の議事録などとともに、首相官邸のHP上などで順次公開されたが、とりわけ同報告書にある天皇や皇族などの女系子孫への継承資格承認をめぐり、賛否両論が各種メディアを通じて活発に繰り広げられた。その後、秋篠宮家に悠仁親王が誕生したことで、典範改正を進めていた小泉首相が「次の通

常国会〔第165回〕で議論される問題ではない」と発言し、この発言以降、改正機運は鎮まった印象がある。しかし、継承の「危機」が全面的には解消されていないという認識は共有されている<sup>(1)</sup>。

本稿は、天皇制度に関する問題群のうち、現行制度における皇位とその継承のあり方に関わる問題を抽出・整理し、注釈を付けることを課題とする<sup>(2)</sup>。皇位継承の歴史では、2本の皇室典範が画期となっていることから、両皇室典範による改正に即して、皇位と皇統との関係や皇位継承集団の捉え方などを扱う。現行の天皇制度は、歴史や伝統に加え、憲法第1条の国民主権制度や象徴制度、憲法第2条の世襲制度などと整合性を保つことが求められ、その際、ヨーロッパの立憲君主制度も参照されているが、皇位継承については、男系男子による継承と憲法第14条との整合性などが論点に加わる。尤も、男系男子による継承を重視する議論も、歴史上あるいは将来における（男系）女子の皇位継承を必ずしも否定するわけではない。男子／女子ではなく、男系／女系の二分が重視されており、皇室典範の規定の違憲性（女性差別）という議論は、単純には当てはまらない（改正賛

---

(1) 一例として、「今回親王さまがお生まれになったので皇位の安定的な継承に課題がなくなったかといえば、そうではない。皇位の継承という意味では、まだまだ課題が残っている」（羽毛田信吾宮内庁長官、平成18年9月12日の定例記者会見でのコメント）

(2) 皇室典範とその改正点については、「ジェンダー論」や「Introduction to Japanese Politics」などの講義で扱ってきたが、2005年度第1期の法政演習では、参加学生に個々に望ましいと考える改正案作成を課題とした。皇位継承順位を変更するのか、皇室典範という名称を改正するのか、前文を置くのか、皇位継承者規定の変更に伴い称号・呼称を変更するのか、養子制度の導入を承認するのか、自発的退位を認めるのか、皇位継承者の事故について皇室会議以外の国家機関の判断を求めるのか、皇族の臣籍降下の条件をどのように設定するのか、呼称を含め摂政規定を変更するのか、皇室会議のメンバーを変更するのか、天皇は憲法遵守の宣誓を行うこととするのかなどを論点とし、各人各様の改正案が提出された。このうち、皇位継承については、男系男子限定2名、男子のみ1名、男子優先2名、長子優先12名であった。本稿は、講義や演習に際し作成したノートに加筆訂正を加えたものである。

成論、反対論ともに、その内容は多様であるが、以下、改正反対派や慎重派を男系論、改正賛成派や推進派を双系論と呼ぶ)。

総じて、皇位継承に関連する問題群を解く鍵は、皇位と皇統という2つの概念と両者の関係であり、これに準ずるものとして、「皇室」のような皇位継承資格者を集団として捉える概念である。なお、現行の皇室典範は旧憲法下の皇室典範を改正したものではないが、以下、2本の皇室典範を、それぞれ旧皇室典範、(現行)皇室典範と記す。皇位継承者については慣例に従い、一律天皇と呼ぶこととする<sup>(3)</sup>。引用法令中の旧漢字は適宜改めた。

## 2. 皇位継承の条件

### 2.1. 継承の資格

現行制度は、皇室典範第1条で「皇位は、皇統に属する男系男子が、これを継承する」と定め、同第2条で「皇族に、これを伝える」とし、血統と性別、身分を継承の資格要件とする。皇統に属する男系男子であっても

---

(3) 天皇という呼称の成立期や実際の用例などについては、以下を参照、赤坂憲雄『王と天皇』(ちくまライブラリー、1989年)158頁以下、井上辰雄『天皇家の誕生』(遊子館、2006年)203頁以下、奥平康弘『「萬世一系」の研究』(岩波書店、2005年)73頁以下、齋川眞『天皇がわかれば日本がわかる』(ちくま新書、1999年)26頁以下他、島善高「近代における天皇号について」『早稲田人文自然科学研究』41号、1992年、半藤一利『昭和天皇ご自身による「天皇論」』(2007年、講談社文庫)190頁以下、藤田覚『幕末の天皇』(講談社選書メチエ、1994年)130頁以下、長谷川伸「昭和初期国号及び元首の称号統一に関する一考察」『法制史学』44号(1992年)、安丸良夫「天皇制批判の展開」網野善彦他編『岩波講座 天皇と王権を考える 1 人類社会の中の天皇と王権』(岩波書店、2002年)57頁以下、吉田孝『歴史のなかの天皇』(岩波新書、2006年)10頁以下

皇族でなければならない。この皇位継承資格を有する集団と密接にかかわる皇室とは、「天皇及び皇族で構成され」、「これらの方々は、内廷にある方々と、それ以外の宮家の皇族方とに分かれ」（『宮内庁要覧』<sup>(4)</sup>）であり、親族と身分に拘わる概念である。内廷を天皇家と表現する慣例にひとまず従えば、皇室は天皇家と宮家から構成されることとなり、皇位継承と「家」とが関わっているように見える。皇位は「家」制度とは独立しているにも拘わらず<sup>(5)</sup>、「家」概念が皇位継承の議論にしばしば登場する原因は、皇位継承順位で直系が優先されていることよりも、「家」とその類似概念との混同にあるように思われる。そこで、まず「家」と関連する「ウヂ」や「イエ」、「姓」や「名字」について議論を整理する。

日本の社会集団のあり方については、「ウヂ」から「イエ」への移行が指摘されている<sup>(6)</sup>。「ウヂ」とは、「共通の始祖をもつという信仰で結ばれ」、「始祖との関係を紐帯」とする集団<sup>(7)</sup>であり、次第に父系継承原理が強ま

(4) 憲法第8条の皇室は、「その構成員である天皇および皇族の個人またはその総称」とされる（小林孝輔・芹沢斉編『別冊法学セミナー No.149 基本法コメンタール第4版 憲法』37-39頁（芹沢斉）。一方で、有倉達吉・小林孝輔編『別冊法学セミナー No.78 基本法コメンタール第3版 憲法』30-31頁（大久保史郎）では、「[第8条での] 皇室とは、私人としての天皇および皇族の個人をさす」とし、「私人としての」という部分が特色である。皇室概念が公私、いずれの（あるいは両方の）領域を指す概念かについては必ずしも了解が得られていない。

(5) 参照、岡野友彦『源氏と日本国王』（講談社現代新書、2003年）37頁

(6) 参照、笠谷和比古編『公家と武家Ⅱ 「家」の比較文明的考察』（思文閣出版、1999年）

(7) この「ウヂ」や「イエ」などと関連する概念にリネージ（lineage）やクラン（clan）がある。文化人類学（石川栄吉他編『縮小版 文化人類学事典』（弘文堂、2000年）によれば、リネージとは、「明確に認識されている祖先と子孫との系譜関係にもとづいて、認識されている共通の祖先からたどられる出自をおなじくしている人びとの集団」をいい、通常単系的で、外婚制をとまうとされる。これに対し、クランは、「神話・伝説上仮定された始祖からたどられる共通の出自によって組織されたところの社会集団」であり、

ったが、中国の宗族のように、父系子孫が自動的に構成員となる父系出自集団ではなかった<sup>(8)</sup>。姓(カバネ)は氏のランク付けで、例えば、「藤原」+「朝臣」のように氏名(ウジナ)とセットで表現されたものが平安中期以降カバネを省略するようになった結果、「藤原」が単独で使用されるようになったとされる<sup>(9)</sup>。このように、氏姓制度を継承した姓がウヂの呼称となり、例えば、羽柴は苗字で、豊臣は姓であるから、羽柴から豊臣への改姓などはあり得ない<sup>(10)</sup>。この意味では、「無姓」であるはずの天皇や皇族は別姓にはなりえない<sup>(11)</sup>が、易姓革命を持ち出すタイプの男系論では、女系男子が継承した場合など別姓になりうるとされるため、議論が錯綜する。

この「易姓」への懸念<sup>(12)</sup>については別の問題も指摘される。「ウヂ」を原理とする皇統について、その姓を変えることは日本という国号を変えることになるという議論である。「日本国源何某」という称号が日本国王号の代用として用いられた<sup>(13)</sup>東アジアにおいては、皇帝の氏姓と国号とは密接不可分であり、日本では国王の姓号が変わらないから国名も変わらない、換言すれば、改姓は国号の変更をもたらす<sup>(14)</sup>とする。また、「日本とは、

---

その際共通の出自は必ずしも系譜をたどれず、「象徴物にもとづいて相互に同一の成員であることを意識している集団」であるとされる。

- (8) 吉田孝『歴史のなかの天皇』(岩波書店、2006年)103頁以下
- (9) 参照、遠山美都男『天皇誕生』(中公新書、2001年)166頁。なお、天皇の称号の決まる前の「大王氏オオキミウジ」について、倭が大王の氏名であり、大王が姓だったのではないかという指摘もある。参照、網野善彦『日本の歴史をよみなおす』(筑摩書房、1996年)198頁
- (10) 岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)27頁
- (11) 「我皇家姓ナシ。故に降嫁ノ人、仍ホ内親王女王ノ称ヲ有スル」(参照、島善高『近代皇室制度の形成』(成文堂、1994年)75頁以下)。なお、参照、吉田孝『歴史のなかの天皇』(岩波書店、2006年)171頁、斎川真『天皇がわかれば日本がわかる』(ちくま新書、1999年)101頁以下
- (12) 奥平康弘『「萬世一系」の研究』(岩波書店、2005年)293頁註31
- (13) 参照、岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)186頁以下
- (14) 岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)210頁以下

本来は、『日の御子の治らす日の出の国』として、ヤマトの王朝名であった。[中略] 日本は王朝名であるとともに、国の名ともなった」、「ヤマトと訓読される日本は何よりもまず天皇の王朝の名」であるとする<sup>(15)</sup>。

姓と国号とを結びつける易姓論が歴史事例の説明としてどれだけ妥当なのか判断できないが、仮に天皇が有姓だとしても、ここでいう国号の意味がわかりづらい。例えば、国名と国号との異同である。「日本」の国名は同時代にも複数あり、また頻繁に改められているからである<sup>(16)</sup>。また、日本が国号であるとしても、そして、これを「ヤマト」と読むにしても、日本という言葉の成立は一般に7世紀とされるから、改姓以外に国号の変更理由はあるにしても、改姓と国号の改定とを一体と考えれば、日本という国号の誕生以前と以後では、姓の変化があったことになり、かえって皇統の一統性を否定する議論になりかねない。この議論が歴史事情の説明として正しいとしても、今後女系天皇の即位を認めた場合に、国号を変えなければならないという議論の根拠として支持されるとは考えにくい。

「ウヂ」に対し、「イエ」とは、「家産、家業（家職）、家名」を有する一種の法人的存在であり、その継承では、人工的な血統継承である養子も認められてきた。そして、地名などを基にした名字（苗字）がこの「イエ」制度と結び付く<sup>(17)</sup>。名字は、姓の使用が次第に形骸化、名目化するにつれ

---

(15) 吉田孝『日本の誕生』（岩波新書、1997年）198頁以下。なお、このような議論から、憲法第2条の「世襲」の英訳が、ヨーロッパ憲法及び王位継承法で一般に用いられる hereditary（世襲）ではなく、dynastic（王朝）となっているとも考えられる（参照、小嶋和司「『女帝』論議」市原晶三郎・杉原泰雄編集代表『公法の基本問題』（田上穰治先生喜寿記念）（有斐閣、1984年）73頁）。

(16) 国号については、参照、岩崎小弥太『日本の国号』（吉川弘文館、1997年）、長谷川伸「昭和初期国号及び元首の称号統一に関する一考察」『法制史学』44号（1992年）。なお、参照、市村弘正『増補 「名づけ」の精神史』（平凡社ライブラリー、2006年）157頁以下。

(17) 吉田孝『歴史のなかの天皇』（岩波書店、2006年）116頁によれば、父子兄弟で所領に由来する名字が異なり、例えば、三浦一族の姓は平朝臣であるが、

発達し、その結果姓と名字とが重層化した<sup>(18)</sup>が、姓は天皇が与える公称であって父系の血縁原理と結びつき、足利などの名字は私称であって血族とは無関係である<sup>(19)</sup>とされる。

このように、「ウヂ」と「イエ」は元来異なる次元の概念であるが、明治時代以降、姓名に関する規則が変更されて、混乱が深まる。明治3年に実名主義が採用され<sup>(20)</sup>、明治8年「名字必称令」以降、明治政府が苗字と姓とを混同していた節もあり<sup>(21)</sup>、さらに明治31年施行の民法746条で「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」とされたことにより、父系血統とは関係ない家名である名字が法律上氏となった<sup>(22)</sup>。このような「ウヂ」から「イエ」への移行、そして、家門の「祖の名」から「家の名」への移行<sup>(23)</sup>、及び「姓」と「名字」との併用と混同が皇位継承に関する議論に影響している。皇統の継承は本来「ウヂ」と関わっており、とりわけ平安時代以降、父系血統による継承が基本と考えられてきた。従って、皇統の継承に関して、天皇家などの表現を用いるのは正しくなく<sup>(24)</sup>、また、皇位が「イエ」と結びつけられれば、その継承は血縁とは独立して考え得ることになる。

この「ウヂ」から「イエ」への移行は、皇位継承集団のあり方にも当てはまるとする見方もある<sup>(25)</sup>。その理由の1つは、同姓養子と他姓養子の違

三浦義明の子は、相本義宗・三浦義澄・大多和義久・多々良義春と異なっている。なお、苗字とは、もとは一族の発生した場所を穀物の苗にたとえたものという(紀田淳一郎『名前の日本史』(文春新書、2002年)28頁以下)。

(18) 吉田孝『歴史のなかの天皇』(岩波書店、2006年)60頁

(19) 参照、紀田淳一郎『名前の日本史』(文春新書)22頁、吉田孝『歴史のなかの天皇』(岩波書店、2006年)116頁

(20) 参照、紀田淳一郎『名前の日本史』(文春新書、2002年)67頁

(21) 岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)27頁

(22) 井戸田博史『氏と名と族称』(法律文化社、2003年)1頁以下、11頁

(23) 参照、鈴木正幸編『王と公』(柏書房、1998年)116-117頁

(24) 岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)37頁

(25) 参照、今谷明他『天皇家はなぜ続いたのか』(新人物往来社、1997年)135頁以下

いに注意が必要だが、養子の採用である<sup>(26)</sup>。この見方によれば、例えば、後龜山天皇（南朝）から後小松天皇（北朝）への皇位継承とは、まさしく「家」の原理により、後小松天皇が後龜山天皇の猶子<sup>(27)</sup>となることによって正当化された<sup>(28)</sup>とされる。天皇制度の場合、構成員の血統資格が重要だと考えられるため、イエ制度の論理が全面的に採用されたとはいえないが、明治時代に皇室という概念が誕生し<sup>(29)</sup>、天皇には姓があるものとして扱われるようになるのは、家名としての姓を想定したからである。つまり、皇室とは、皇位に就く者を中心（家長）とし、皇族を構成員とする家（皇家＋宮家）となる。この論理が進めば、皇室について、「イエ」の条件である家産などが整備されることになる<sup>(30)</sup>。

現行制度では、皇族の男系男子が皇位継承資格を有しており、その皇族は内廷（天皇家）と宮家を構成していることから、皇室の構成論理が皇位継承の議論に影響を及ぼしている。本来、皇位継承は「法的に申します

(26) 吉田孝『日本の誕生』（岩波新書、1997年）175頁

(27) 猶子の意味にも変遷がある。猶子とは、本来兄弟の子を指し（「己レノ兄弟ノ子孫ヲ養子」＜奥平康弘『「萬世一系」の研究』（岩波書店、2005年）315頁註102）、転じて「子のごとく」、すなわち相続を目的としないで、仮に結ぶ親子関係の意で用いられ、さらに養子と同義で用いられる場合もある（吉田孝『日本の誕生』（岩波新書、1997年）175頁）。また、中世では、父子関係のない皇位の継承は猶子と呼ばれたが、江戸時代になると、皇位の継承にも「養子」の語が用いられる（靈元天皇）（吉田孝『歴史のなかの天皇』（岩波新書、2006年）141頁、170頁）。

(28) 岡野友彦『源氏と日本国王』（講談社現代新書、2003年）224頁

(29) 参照、岡野友彦『源氏と日本国王』（講談社現代新書、2003年）229頁

(30) 「天皇家は直系継承される家として成型され、黒田俊雄が『いくつもの自立的な権門（院・宮）を包含する一つの家系の総称であった』と喝破した『王家』の中核に天皇家本宗が位置し、必要な場合に本宗家に後継者を供給する傍系の宮家とその周囲に配置される」（新田一郎「継承の論理」網野善彦他編『岩波講座 天皇と王権を考ふる 2 統治と権力』（岩波書店、2002年）173頁）。なお、家産設定の経緯については、参照、川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』（原書房、2001年）。



と実は家族制度とは別のこと<sup>(31)</sup>である。しかも、従来の「イエ」概念、さらには旧民法の「家制度」が変化し、家は家族や家庭へと変わり始めるにつれ、法人的存在としての「イエ」イメージも後退し始める。例えば、皇室典範第9条で養子が禁じられており、家産などの設定についても積極的な対応は図られていない。一方で、父系血統を重視する「ウヂ」イメージも保持されているとは言い難い。従って、「イエ」イメージをもって、皇家（宮家）を強調する議論も、「ウヂ」イメージをもって、皇統を強調する議論も、皇位継承を考える際に重視されなくなっている。また、天皇家という名称を家の原理に基づく呼称だとは理解しづらい。皇室（明治以降）も同様に家を類推させるなら不適切な用法である。尤も、皇室のメンバーが「天皇」という「家業」を継いでいると考えればひとまず論理は通るが、それはまた別途議論が必要となる<sup>(32)</sup>。皇統が血統概念であり、皇室が親族概念であること、そしてそれぞれの外延のズレが、皇位継承を考える際に、問題の所在をわかりづらくしている。

このあたりの混乱は、集団と家との関係に関する戦後の審議過程にも現れている。皇室一家の原則に関連して、「[この原則は、]皇室は天皇及び総ての皇族を一括して一つの集団を成すものである、一つの家である、其の中に細別はないと云うことを意味する」「[宮系は、]宮家を本位としてそれから出て来る系統と云ふ意味らしく感じられ」るが、それは間違っているとし、政府もこれに同意し、続けて天皇が皇族を御監督になるのは、私法の場面とする<sup>(33)</sup>。これには、旧民法の家長イメージや大家族主義が反

(31) 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）363頁（金森徳次郎国務大臣）（〔資料62〕衆議院皇室典範案委員会議録（速記）第5回）

(32) 「職（シキ）」や「役」については、参照、尾藤正英『江戸時代とはなにか』（岩波現代文庫、2006年）「I 社会組織の基本原理」

(33) 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）445-446頁（質問は村上恭一、答弁は金森徳次郎国務大臣）（〔資料69〕貴族院皇室典範案特別委員会議事速記録第3号）

映しており、宮家は家ではなく、いわば支系であり、皇室が「イエ」観念で捉えられ、天皇はいわば皇室の家督相続者と見なされる。そして、「イエ」観念と「ウチ」観念とが融合すると、もし男系女子が皇位を継承すれば、たとえ次代にその女性天皇の男子が皇位を継承しても、その男子は母である女性天皇の夫の姓を継ぐことになるから、皇統が他に移ることになるという風に理解される。このように、皇位の継承になると、「イエ」原理は議論から後退し、易姓論が浮上する傾向が見られる。

## 2.2. 継承の優先順位

一般に継承者の選抜方法には、選挙、推挙（推戴）、勅命などによる指名、世襲などがある<sup>(34)</sup>。このうち、世襲は「その家の地位・財産・職業などを嫡系の子孫が代々うけつぐこと」（広辞苑第3版）に限らず、その内容は多様であり得る。本来継承すべき子孫が何らかの事情で欠落している場合の補完措置であるにしても、庶系の継承もあれば、養子制度のように人工的な血統による継承もある。また、一子相伝のように、しばしば実力主義を重視する世襲制もある。さらに、選挙、推挙、指名、世襲が必ずしも相互に排他的な関係にはなく、被選挙、被推挙、被指名の対象要件として血統が挙げられることもある。戦後法制局による想定問答集でも、男系男子による世襲を是とする議論の前に、世襲一般について、「抑も世襲という観念は、伝統的歴史的観念であって、世襲が行はれる各具体的場合によってその内容を異にするものであらうと思われる。場合によっては血統上の継続すら要件としない世襲の例も存し得る」とされている<sup>(35)</sup>。

---

(34) 参照、渡辺節夫「王の誕生と死」網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編『岩波講座 天皇と王権を考える 8 コスモロジーと身体』（岩波書店、2002年）249頁以下

(35) 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）〔資料54〕皇室典範案に関する想定問答190頁

皇位継承の歴史を、旧皇室典範以前と以後に分けると、以前には継承順位に関する明確なルールがあったとは言い難い<sup>(36)</sup>。確かに、皇位継承者の選定が無原則であったわけではなく、男子/女子、男系/女系、長/幼、嫡子/庶子、実子/養子(猶子)、直系/傍系、近系/遠系などについて選考上の優先順位が了解されていたとも推定されるが、「例外」もかなりの数に及び、加えて君臣の推戴を措くとしても、血統の基準点の設定、兄弟(世代内)継承と父子(世代間)継承との選択、実母の血統の「貴さ」<sup>(37)</sup>、皇位継承者の年齢、皇位継承者としての資質など、時代により考慮された基準は様々あり、前述した「ウヂ」から「イエ」へという集団のあり方の変化も関連し、さらには時期により天皇が生前に皇位継承者を確定(=指名)する「讓位(禪讓)」方式<sup>(38)</sup>、あるいは「両統迭立」による運用<sup>(39)</sup>が

(36) 「天地と共に長く、日月と共に遠く、改るまじき常の典と立て賜ひ、敷賜へる法」(元正天皇)である「不改常典」については、その内容が必ずしも明瞭ではなく、皇位継承法だとしても「有効期間」が限られたとされる。とはいえ、天武側も、天武-草壁-文武が正系だとして文武即位や文武天皇の嫡子首皇子の即位に利用したとされる(参照、瀧浪貞子『最後の女帝 孝謙天皇』(吉川弘文館、1998年)15頁)。

(37) 明治天皇の第3皇子であり、側室の柳原愛子を母とする嘉仁親王(大正天皇)が生誕8年後に「儲君」(今でいう皇太子)となった(参照、原武史・吉田裕編『岩波 天皇・皇室辞典』(岩波書店、2005年)「大正天皇(原武史)」155頁)背景には、生来病弱であるという事情に加え、こうした事情が考慮されたとも考えられる。

(38) これと院政制度が関係する。院政については、参照、美川圭『院政』(中公新書、2006年)。院政と関連して、「治天の君」については、参照、今谷明『武家と天皇』(岩波新書、1993年)14頁以下、今谷明他『天皇家はなぜ続いたのか』(新人物往来社、1997年)66頁以下、183頁以下、服藤早苗『王朝の権力と表象』(森話社、1998年)118頁、岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)218頁

(39) たすきがけの両統迭立は、①2つの皇統からの交互の皇位継承、②新帝即位に伴う新皇太子の決定、③生前讓位による皇位継承、④讓位する太上天皇の皇子が次代の皇太子に就任を特色とする(水谷千秋『女帝と讓位の古代史』(文春新書、2003年)206頁)。

あったことから、世襲順位が予め定められているという意味での世襲制ではなかったといえる。ヨーロッパ君主制の継承が、サリカ法の王位継承への適用からもわかるように<sup>(40)</sup>、「土地＝国土」に対する所有権（＝統治権）の相続という発想に基づき、相続（*succession*）が君位の継承（*accession* / *succession*）を規定して、世襲順位がかなりの程度明示されていたことと対照的である<sup>(41)</sup>。従って、旧皇室典範制定以前については、血統を資格要件とする複数の候補者から、その時々をの基準、事情や判断により、当代天皇をはじめとする関係者の意思も反映して<sup>(42)</sup>、次代の天皇が選ばれたというのが実際の姿に近いと考えられ、選挙や推挙、指名の要素を含む世襲制であったといえる<sup>(43)</sup>。

旧皇室典範及び皇室典範は、継承ルールを明示した点で皇位継承史で画

(40) サリカ法典については、参照、久保正幡先生還暦記念出版準備会編『西洋法制史料選 II 中世 サリカ法典』久保正幡訳（創文社、1977年）、特に第59章遺産について

(41) 身分制を厳守すれば、婚姻対象は国内に乏しく、通婚範囲は国外へ広がるよりない。ヨーロッパ王制では、非嫡出子の継承権が原則否定され、貴賤相婚（*morganatic marriage*）が忌避された結果、「国際」結婚が通例となったため、政治的思惑を背景に継承の優先順位をめぐる紛争がしばしば「継承」戦争を生んだ。換言すれば、継承戦争の消滅は、国家（国土）の王家（家産）からの自立を測定する基準となる。なお、貴賤相婚の忌避には例外も少なくない（アレクセイ時代のロシアについては、参照、土肥恒之「近代の閥に立つツァーリ権力」網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編『岩波講座 天皇と王権を考える 2 統治と権力』（岩波書店、2002年）129頁以下）

(42) 皇位継承の決定に際して、「王権」の自律性については議論があるが、参照、鈴木正幸編『王と公』（柏書房、1998年）128頁註16。持明院統と大覚寺統の両統迭立も、嫡長子尊重と父帝意思尊重との問題だという側面がある（参照、鈴木邦男・佐藤由樹『天皇家の掟』（祥伝社新書、2005年）130頁）。

(43) 参照、園部逸夫『皇室法概論』（第一法規、2002年）374頁以下註18、新田一郎「継承の論理」網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編『岩波講座 天皇と王権を考える 2 統治と権力』（岩波書店、2002年）153頁以下

期となっている。大日本帝国憲法は、第2條で「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」とし、これを受けて旧皇室典範は第1條で「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と定めて、同第2條以下に繼承順位等を明記する。明文化に際し、女性天皇、女系(女統)天皇、養子、庶子などについて、繼承の認否が議論されており、男系女性天皇や女系男子天皇についても、元老院の「国憲按第1次案」などではその繼承を是とする議論は見られた<sup>(44)</sup>が、養子や庶子による繼承が保持されたことと対照的に、男系男子以外の繼承は否定された。公式の注釈書とされる『皇室典範義解』によれば、「祖宗以来皇祚繼承の大義炳焉として日星の如く、萬世に互りて易ふべからざる者、蓋し[次]の三大則とす。第一 皇祚を踐むは皇胤に限る。第二 皇祚を踐むは男系に限る。第三 皇祚は一系にして分裂すべからず」である<sup>(45)</sup>。

現行憲法は、第2條で「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する」とし、これを受けて、皇室典範は第1條で「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを繼承する」として、第2條以下に繼承順位等を明記する。そして、この男系男子による繼承は、象徴天皇と性別との関係を問う指摘や、憲法第14條との整合性への疑問などが出されながらも、法案審議過程では、これらが将来の検討課題であると認められたこともあり、現行皇室典範でも保持されている。

この背景には、歴史上皇位繼承、男系は例外なく保たれ、また8名10代の女性天皇による繼承も「中継ぎ」に過ぎないとする議論が根強く支持さ

---

(44) 参照、芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』(信山社、1990年)117頁以下〔資料25〕皇室典範試案字句修正の理由、小嶋和司「『女帝』論議」、市原晶三郎・杉原泰雄編集代表『公法の基本問題』(田上穰治先生喜寿記念)(有斐閣、1984年)57-81頁。議論のまとめは、参照、園部逸夫『皇室法概論』(第一法規、2002年)316頁以下に詳しい。

(45) 伊藤博文『憲法義解』宮沢俊義校註(岩波文庫、2005年)129頁

れたこと、また、法案の審議過程の時点では、皇族の皇室離脱（賜姓臣籍降下）による影響が懸念されていても、秩父宮、高松宮、三笠宮の三直宮家の存在から、皇統維持が危機に陥る心配は大きくなかったという事情があった。この男系論への賛否両論は、歴史上女系が皇統の継承に重要な役割を果たしたことを認める点で共通している<sup>(46)</sup>が、当該個別事例の解釈で異なっている。代表的な事例を挙げれば、女系継承が考慮外だったとすれば、武烈天皇から継体天皇への継承に際して、手白香皇女という武烈天皇の姉が皇后となった理由は分かりづらいと双系論は指摘するが、男系論は、応神天皇5世の孫（継体天皇）という傍系を直系に近づける工夫が施されたに過ぎないと反論する。また、継嗣令皇兄弟子条に女系の継承を認める規定「女帝の子も親王」（女帝子亦同）とする本註があり<sup>(47)</sup>、元明天皇と草壁皇子の子である氷高内親王が内親王となり、元正天皇となったことが双系論により指摘される<sup>(48)</sup>が、男系論は、この継嗣令が皇位継承に該当するかどうか留保を付け<sup>(49)</sup>、また皇位継承に該当するとしても、元正天皇は草壁皇子の子であるから男系が保持されたとする。従って、現在の処、

(46) 中野正志『女性天皇論』（朝日新聞社、2004年）170頁以下によれば、女系についていち早く注目した井上光貞は王朝交替説をとるが、その復元された新系図でも、女系からみるかぎり、王統は中国の王朝のように断絶していないことになる。

(47) 「律令での継嗣令は、明白に父子直系で、同列の兄弟の中では長幼の序を立てる、との原則が明文化されて、それが後世までもつづき固まっていくが、これは、あくまでも皇位の継承法ではなくて、臣下の継嗣令」（皇室法研究会『現行皇室法の批判的研究』（神社新報社、1987年）22頁）との議論もある。

(48) 元明から元正への継承は「母から娘というきわめて変則的な」皇位継承で、「当時でも説明不能と判断」されたという（参照、笠原英彦『女帝誕生』（新潮社、2003年）82頁、「皇室典範に関する有識者会議（第7回）議事次第」、高森明勅拓殖大学客員教授の発言及び添付資料）。

(49) 参照、皇室法研究会『現行皇室法の批判的研究』（神社新報社、1987年）22-23頁、高橋紘・所功『皇位継承』（文春新書、1998年）25頁

実際の継承者が男系に限定されていたとする議論を覆すほどの根拠が提示されているとはいえ、女系継承の導入には歴史や伝統を重視する事柄の性質上、慎重な議論が必要となるが、一方で男系論への首肯にも幾つかの留保がある。

まず、論証の方法上の問題がある。旧皇室典範制定以前、皇位継承の明文ルールがないこともあり、男系論は実際の皇位継承事例から皇位継承ルールの存在を推定(帰納)する方法をとる。事実と価値との峻別は一般に容易ではなく、とりわけ、「年季」が正当根拠となりやすいこのタイプの議論では、事例の積み重ねが規範性を帯びるにしても、この推定方法が事実から規範を導く自然主義的誤謬だとする反論は回避しづらい。皇位継承の事例が男系継承に限られているとしても、それだけでは皇位継承の有資格者に女系が含まれなかったことにはならないからである。例えば、皇位が男系男子、男系女子、女系女子、女系男子の順で<sup>(50)</sup>優先され、現在に至るまで、男系男子と男系女子だけが「結果として」皇位継承者だった可能性を否定できないからである。

また、一般に君位の継承では「始祖」の正統性が後裔継承の正当性を担保する<sup>(51)</sup>が、皇位継承の場合、誰を始祖とするのかという問題がある。皇祖は記紀の解釈次第だが、国会では、始祖は皇祖天照大(御)神であり、

---

(50) 易姓革命の論理を重視する男系論では、女系女子の継承の方が女系男子の継承よりも好ましいことになるだろう。一例として、参照、関野康治「わが国の皇位継承のあり方と憲法」『新島学園短期大学紀要』第26号(2006年)、61-100頁。

(51) ヨーロッパの例として、イギリス王位継承法(略称 Act of Settlement)、オランダ憲法第24条、ベルギー憲法第85条、デンマーク王位継承法第1条、スウェーデン王位継承法第1条、スペイン憲法第57条。尤も、この場合、始祖と開祖の違いがある。なお、法制局による想定問答集の作成では、「[皇統は]今上を中心として、こゝに至り又ここより発する一系の血統」と観念することが適当であると考え、「敢て祖宗の皇統としなかつた」とする(芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』(信山社、1990年)188頁〔資料54〕皇室典範案に関する想定問答)

皇室の原点は女系ではないのかという指摘がなされたこともある<sup>(52)</sup>。尤もこの点については、「[アマテラスは] 持統天皇の時代になると、あきらかに女のカミになって」おり、「天皇家の始祖の太陽神としては、男性と見なしておくのが普遍的で、いかにも自然」であり、「アマテラスを女と決めてしまったのは、アマテラスが持統女帝の治世に、持統女帝をモデルにして作られたからだ」<sup>(53)</sup>という議論を借りた反論も考えられる。

この始祖問題と関連して、血統の証明に「科学的根拠」を持ち出す議論がある<sup>(54)</sup>。端的に言えば、「皇胤とは神武天皇の Y 染色体の保有者である」。これにより、『神皇正統記』に倣い<sup>(55)</sup>、「代」と「世」を区別した万「世」一系<sup>(56)</sup>の正統性を証明できるかも知れないが、そもそも Y 染色体を有し

(52) 参照、園部逸夫『皇室法概論』（第一法規、2002年）365頁以下。また、参照、神野志隆光『古事記と日本書紀』（講談社現代新書、1999年）100頁以下、208頁、長部日出雄『天皇はどこから来たか』（新潮文庫、2001年）256頁以下、288頁以下。ベン＝アミー・シロニー『母なる天皇』大谷堅志朗訳（講談社、2003年）65頁では、「大嘗祭のもろもろの儀礼のなかで見落とせないのは天照大神の不在」だと指摘されている。なお、「宣命では、古来、天智天皇の治世を引照するのが永く固守された定型であった。明治天皇の即位式では、天智に代えて神武天皇が初めて引照された」という（井上勝生「近代天皇制の伝統と革新」『法学セミナー増刊 総合特集シリーズ33 天皇制の現在』（日本評論社、1986年）192頁）。

(53) 筑紫申真『アマテラスの誕生』（講談社学術文庫、2002年）265頁以下

(54) 参照、八木秀次『「女性天皇容認」論を排す』（清流出版、2004年）70頁以下

(55) 「第〇〇世」は神武から当該天皇までを繋ぐ直系の世数を表す（中国人の世数発想）のに対し、「第〇〇代」は皇位継承の順番を表す。従って、男系の皇統が途絶えた仁徳天皇などは世には入らない。参照、岡野彦彦『源氏と日本国王』（講談社現代新書、2003年）35頁以下、新田一郎「継承の論理」網野善彦他編『岩波講座 天皇と王権を考える 2 統治と権力』（岩波書店、2002年）163頁以下。なお、鈴木邦男・佐藤由樹『天皇家の掟』（祥伝社新書、2005年）132頁によれば、『神皇正統記』には、系の男女については明確に記述されていない。

(56) 万世一系の理解も一通りではない。例えば、北一輝の万世一系理解について、参照、鈴木邦男・佐藤由樹『天皇家の掟』（祥伝社新書、2005年）145頁



ない8名10代の男系女子による皇位継承の正当性が根拠を失うことになる。この場合、男系女子による継承を「中継ぎ」と呼ぶかどうかは二義的な問題であり<sup>(57)</sup>、「皇位」継承の正統性と「皇統」継承の正統性とが分離する。後述するように、男系論を唱える一部の論者はこの点で両者の分離を自覚しているが、皇位継承と皇統継承を分離すべきであるとする議論は必ずしも前面には出されず、現行法体制との整合性は明確ではない。また、Y染色体の「有無」に固執すると、皇位継承者について、宇多天皇のように当該Y染色体を保持する元臣下の即位も憂慮するに足らない問題となり<sup>(58)</sup>、身分要件として皇族を設定している制度上の意味や根拠が分かりづらくなる<sup>(59)</sup>。さらに、政治神話の立証に科学的根拠を用いれば、神武天皇(あるいは、もう一人の「ハツクニシラス天皇」である崇神天皇)と歴代天皇との血統上の連続性を「科学的に」立証する責任が男系論側に生じることに

(57) いわゆる「中継ぎ論」には反論も少なくない。参照、笠原秀彦『女帝誕生』(新潮社、2003年)、遠山美都男『天皇と日本の起源』(講談社現代新書、2003年)、仁藤敦史『女帝の世紀』(角川選書、2005年)、義江明子『つくられた卑弥呼』(筑摩新書、2005年)。また、「中継ぎ」は女性天皇に限らないという指摘もある(参照、奥平康弘『「萬世一系」の研究』(岩波書店、2005年)289頁註13)。さらに、8名10代の女性天皇のうち、推古天皇、持統天皇、孝謙天皇(称徳天皇)については、中継ぎではないとの指摘がある(参照、笠原英彦『女帝誕生』(新潮社、2003年)45頁、中野正志『女性天皇論』(朝日新聞社、2004年)116頁以下)。「臨時法制調査会および帝国議会における皇室典範案の作成・審議に際して用いられた資料 <付録3>女帝即位の事由」(芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1皇室典範』(信山社、1990年)Ⅲ<付録>、536-537頁)でも、女帝即位の事情を3つに区分しているが、そのうち、推古天皇、持統天皇、孝謙天皇(称徳天皇)については、皇嗣の成長を待つための一時的な摂位とは見なされていない。「中継ぎ論」は、今後も詳細な検証を要するにせよ、歴史的事実の解明が「決め込み」や「思い込み」から自由にはなりにくい好例である。

(58) 宇多天皇は初めて「姓」を有したことのある天皇だが、その「姓」が源氏であったからこそ即位は可能だったという指摘がある、参照、岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)79頁。

(59) 参照、所功『皇位継承のあり方』(PHP新書、2006年)208頁

なるが、その立証はほぼ不可能であり、かえって議論の正当性が失われることになる<sup>(60)</sup>。

### 2.3. 継承の放棄

皇位継承に関連して、継承の放棄、つまり退位の問題がある。退位は、その発生原因により、自発的退位（讓位）<sup>(61)</sup>と強制的退位（廢位）とに分けられる。両者の違いは、在位者の意思を要件とするか否かにある。「欠史八代」を含むか否かなど数え方は何通りかあるが、歴史上、その約半数が広義の讓位による継承である<sup>(62)</sup>。旧皇室典範では、第十條「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」とし、この注釈として「本條に踐祚を以て先帝崩御の後に即ち行はるゝ者と定めたるは、上代の恒典に因り中古以来讓位の慣例を改むる者なり」<sup>(63)</sup>とされ、退位の慣例は「改めるものとして」否定された。皇室典範第4条でも「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」と定めており、オランダなど自発的退位を認める事例とは対照的である。

退位のうち、自発的退位の認否については、先だって継承の性質を考える必要がある。旧皇室典範以降について、皇位継承がどのような法的性質を有しているかはわかりづらい。『皇室典範義解』では、皇位継承は「権

(60) 参照、米谷匡史「津田左右吉・和辻哲郎の天皇論」網野善彦他編『岩波講座 天皇と王権を考える 1 人類社会の中の天皇と王権』（岩波書店、2002年）29頁、合わせて参照、A.M. ホカート『王権』橋本和也訳（人文書院、1990年）17頁、鈴木邦男・佐藤由樹『天皇家の掟』（祥伝社新書、2005年）264頁以下。なお、「歴史という物語」については、参照、兵藤裕己『太平記 <よみ>の可能性』（講談社学術文庫、2005年）

(61) 江戸時代のように、讓位に幕府の許可が必要とされた事例もあることから、讓位も天皇（宮中）の専権事項とは言い難い。

(62) また、廢位と解釈される事例として、淳仁天皇などがある。

(63) 伊藤博文『憲法義解』宮沢俊義校註（岩波文庫、2005年）136－137頁

利」である。第二十二條の註「皇族女子は皇位繼承の権なし（第一條）」とあり、また、第三十條の註「皇族とは凡そ皇胤の男子及其の正配及皇胤の女子を謂う。凡そ皇族の男子は皆皇位繼承の権利を有する者なり」とある<sup>(64)</sup>。『義解』が書かれた時点では、ヨーロッパ起源の権利概念が一定程度普及・定着していたと考えれば、旧皇室典範制定により、王位繼承を土地＝国土の相続の類推で理解するヨーロッパ立憲君主制の論理が導入されたことになる。現行制度では、皇位繼承が権利かどうか判断は難しいが、権利だと見なすことができれば、権利取得における不平等（男女差別）という議論も可能となる。繼承が権利ならば、権利を放棄する退位も可能だと判断できるが、権利の取得と放棄とは別の議論も可能であって、複雑である。この一因は、権利概念の多義性に由来する。そこで、皇位繼承及びその放棄が権利かどうかの検討が必要となる<sup>(65)</sup>。

皇位繼承を請求権だとみなせば、権利の放棄である自発的退位も可能となるが、そもそも皇位繼承を請求権だとは見なせない。皇位繼承が血統や身分を条件として獲得される特権を意味するなら、その放棄は認められべきことになる<sup>(66)</sup>。特権と義務は対立関係にあるとみなしうるからである。また、繼承が権能・権限であるとも考えられる。例えば、「皇位繼承は個人に具わった主観的な権利ではなく、客観的な権力配分から割り出された権限（authority, power）」<sup>(67)</sup>である。しかし、繼承が権限や権能だと解釈すれば、権限や権能と相関関係にある責任の問題が発生し、権利の放棄は容易には認めがたいことになる。象徴という公人として国や国民（あるい

---

(64) 伊藤博文『憲法義解』宮沢俊義校註（岩波文庫、2005年）151頁、155－156頁

(65) 権利概念については、青井秀夫『法理学概説』（有斐閣、2007年）第7章、田中成明『法理学講義』（有斐閣、2004年）第6章を参照した。

(66) 皇位繼承が特権ならば、性質上市民権（civil rights）の領域における規範である憲法第14条の平等論は妥当しないという議論も成り立つとも考えられる。

(67) 奥平康弘『「萬世一系」の研究』（岩波書店、2005年）374頁

は皇祖皇宗）に責務を負うから、退位は制限される。これと関連して、高輪会議で井上毅らの反対をおして譲位を否定した伊藤博文は、譲位は仏教の影響であり、「又一たび踐祚し玉いたる以上は、随意に其位を遜（のが）れ玉うの理なし。抑継承の義務は法律の定むる所に由る」といいきっている<sup>(68)</sup>。

ヨーロッパの法制度に由来する権利概念の議論がどれだけ天皇制度に妥当するのかが単純には判断が困難である。そもそも君主が国土を「所有」という法理を淵源とする論理は、日本の伝統に反する。また、皇位継承を権利だと見なしても、それが特権なのか、権限なのかで議論は変わってくる。しかも、制度の安定から考えれば、退位を容易に認めることは避けることが好ましい。一方で、何らかの「合理的な」理由がある場合には、自発的退位を全面的に否定することも検討を要する。皇位就任の制度原理は身分制であり、その条件は生得（*ascription, by birth*）によることから、皇位継承者には皇位継承に関して事実上選択の余地がなく、「天皇に選ばれる運命にあった」とみなされ得るから<sup>(69)</sup>、職業選択の自由という観点には取らないにしても、自然人としての権利要求という論理からの反論にどのように答えるかという問題があるからである<sup>(70)</sup>。また、取得（*achievement*）原理が社会意識の中で普及すれば、それだけ制度の担い手にとっても生得原理への懐疑が生まれるのは自然だと考えられるからでもある。

---

(68) 参照、鈴木正幸『皇室制度』（岩波新書、1993年）56頁

(69) ニューズ・ウィーク誌の記事として、東京支局長の質問とそれに対する陛下との答えの要旨によれば（鶴見俊輔・中川六平編『天皇百話 下の巻』（ちくま文庫、1989年）624頁以下（「訪米を前に米国人記者と会見（朝日新聞）」）、「一日でも一般の人になって全くお忍びで皇居を抜け出し、好きなように振る舞いたいと願ったことはありませんか。もし実現すれば、なにをなさいますか」という質問に対し、「心の奥底では、いつもそう願ってきた。たぶん、マーク・トウェインの“王子と乞食”と同じようにね」と答えている。

(70) 公人の「私的」な権利については、拙稿「天皇の行為分類」『法政理論 内藤教授退職記念号』第39巻第2号（2007年1月）338-365頁。

自発的退位を認めるべきであるという意見は、皇室典範制定当初から現在に至るまで、様々な観点や理由から出されている。制定審議の代表例(南原繁)によれば<sup>(71)</sup>、「天皇の精神又は身体に不幸にして不治の重患ありと認められた場合」、また、「嘗て首相伊藤博文が骸骨を乞ひました時に、明治大帝が、卿等には辞職のことがあるけれども、朕には其のことなしと言はれた」こともあり、「一個の自由の人間として、天皇が止み難き要求から、最早天皇としての責任に終生耐へ給わずして、それからの自由を求め給ふ場合」、さらに戦争問題と関連して、「御退位又は御譲位の意思が外ならぬ天皇御自身の道徳的意思に基く場合」が挙げられている<sup>(72)</sup>。これに加え、民主化・新生日本との関連で、退位を求める議論<sup>(73)</sup>などがあり、宮中内外で退位は相当に議論された。

現行制度で退位が否認された理由には、退位を認めれば、就任しない自由を認めることになりかねないこと、退位問題が天皇の戦争責任問題へと波及しかねないこと、摂政候補が見あたらないこと<sup>(74)</sup>、また皇太子が若いことなどが挙げられた<sup>(75)</sup>。さらに、退位を認めない理由として、退位を認

---

(71) 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』(信山社、1990年)405-414頁(南原繁)〔資料66〕貴族院皇室典範案(政府提出、衆議院送付)第一読会議事速記録第6号)

(72) 「論理の上からいへば、天皇が即位なさるといふことが、もともと私的自由意思に基づくものではなく、皇祖皇宗の意思に基き、御自身のためでなく、日本国のためになさる行為」だが、「日本の道が誤っていると思はれる時は、退位を表明される権能があるべき」だとする議論もある。参照、皇室法研究会『現行皇室法の批判的研究』(神社新報社、1987年)30-33頁。

(73) 参照、鶴見俊輔・中川六平編『天皇百話 下の巻』(ちくま文庫、1989年)414頁の註「巡幸の思い出(三谷隆信)」

(74) 昭和23年10月芦田内閣が倒れたころ、村井侍従の耳に「貞明皇后摂政ご就任案」が飛び込み、その震源地は吉田茂という(鶴見俊輔・中川六平編『天皇百話 下の巻』(ちくま文庫、1989年)712頁(「封印された天皇の『お詫び』」(橋本明)。

(75) 参照、鶴見俊輔・中川六平編『天皇百話 下の巻』(ちくま文庫、1989年)『芦田日記より』392-393頁、「封印された天皇の『お詫び』」712頁。なお、

めざるを得ない事情が発生しても、摂政<sup>(76)</sup>で対応が充分可能だという判断がある。憲法第5条に「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行」うとし、皇室典範は第16条2項で「天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く」とする。摂政は法定代理機関である。なお、この「みずから

---

参照、高橋紘『象徴天皇』（岩波新書、1993年）51-58頁。昭和天皇の退位是非の態度は揺れていたようである（升味準之輔『昭和天皇とその時代』（山川出版社、1998年）、243頁以下）。東条ら処刑の日に、三谷侍従長と交わされた会話として以下のようなものがある。陛下「三谷、私は辞めたいと思う。三谷はどう思うか」、三谷「お上が、ご苦痛だと思し召すほうを、この際はお選びになるべきであります」、陛下「……」（鶴見俊輔・中川六平編『天皇百話 下の巻』（ちくま文庫、1989年）712頁（「封印された天皇の『お詫び』」（橋本明））。この背景にはGHQ側の意向もあったが、最終的には退位の否定を表明することになる（鶴見俊輔・中川六平編『天皇百話 下の巻』（ちくま文庫、1989年）433頁以下「憲法施行五周年『天皇退位論』否定のお言葉（朝日新聞）」）。

- (76) 現行制度における摂政という言葉の使用には疑問もある。皇室典範案の審議過程で政府（金森徳次郎国務大臣）は、「天皇は広い意味に於きましては、矢張り国の政治に関与しておいでに」なり、「〔国政に関する権能を有しないとする憲法第4条も〕天皇に全然政治に関する権能がない、斯う云ふ趣旨ではなからう」から、『『摂政』と云ふ文字がそんなに不自然なる文字とは考へては居ない」と答弁している（参照、芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）488頁以下、〔資料70〕第91帝国議会における皇室典範案の審議 貴族院皇室典範特別委員会議事速記録第4号）。天皇の政治的機能が統治に関する形式的・儀礼的行為に限定されるとすれば、摂政の意味もこれに限定されるが、摂政という言葉自体には異なる歴史的意味合いがあるため、現行憲法における天皇の役割を考える場合には、摂政という言葉の内包に左右されない言葉を用いることも1つの行き方となる。その候補の1つとして摂位があり、天皇という身位を、さらにはその身位に基づく行為を代行する意味であるが、井上毅は、本来の皇位継承者が成年に達するまでの代行者の意味で摂位を用いており、用法の混乱は残る。摂政という言葉の使用は、象徴天皇制度の設計上論点の1つである。

することができない」ことを誰が判断するのか、またその際どの程度天皇の意思を考慮するかに関する解釈次第では、すなわち、何らかの事情で天皇の辞めたいという意思を皇室会議が尊重すれば、自発的退位を認めるのと同じ効果を持つ可能性はある。この場合、形式では、1936年のイギリス・エドワード8世の事例と似ることになるが、イギリスでは形式上自発的退位は認められず<sup>(77)</sup>、さらにいえば、この場合の実質は廢位であった。

なお、皇室典範第17条は摂政の就任順序を規定するが、摂政の候補として、皇太子又は皇太孫、親王及び王に続いて、皇后などが挙げられている。皇后などは生得の皇族あるいは皇胤とは限らないことから、人臣摂政の伝統もあって摂政職と血統とは結び付かないという歴史的経緯があるとしても、象徴天皇の代理である摂政の正当性は血統にはない。また、憲法第1条に期待されている象徴機能が天皇の国家機関としての地位に帰属し、摂政は象徴機能を果たさないと考えない限り、憲法第1条の象徴制と憲法第2条の世襲制とは直接には接続しない<sup>(78)</sup>。

退位の認否は制度設計の要諦である。皇位継承資格者の継承放棄を認めるか否かという難問もある。現行制度上、天皇の意思は憲法第4条で制限されるが、退位に関して天皇の意思が認められるかどうかとも論点となりうる<sup>(79)</sup>。とはいえ、退位が旧皇室典範以降認められなかった1つの理由は、

---

(77) しばしば引用されるエドワード八世については、自発的退位ではなく、その要望に応じて議会在が退位宣言法(His Majesty's Declaration of Abdication Act)を採択したことによる。参照、HeraldicaのHP(<http://www.heraldica.org/faqs/britfaq.html#p2-10>)、また、Vernon BOGDANOR, *The Monarchy and the Constitution* (Clarendon Press / Oxford, 1995), pp.135.

(78) 参照、小嶋和司「『女帝』論議」、市原晶三郎・杉原泰雄編集代表『公法の基本問題』(田上穰治先生喜寿記念)(有斐閣、1984年)71頁

(79) 参照、奥平康弘「天皇退位論のための覚書」『法律時報』1990年9月号(VOL.62 NO10)。さらに言えば、そもそも即位に天皇の意思を認めるのかどうかという問題もある。これについては、参照、蟻川恒正「立憲主義のゲーム」『ジュリスト 特集 憲法改正論議の現在』(2005年5月1-15合併

それ以前の皇位継承が政治紛争を呼び起こした反省である。世襲制の利点は各種の恣意の排除にあるからである。尤も皇位継承が政治紛争を生むという懸念は象徴天皇制では不要だという反論もあるが、政治紛争は権力掌握をめぐる党派闘争に限らないという再反論もありうる。

それでも、制度設計として退位を全面的には排除しづらいのは、いわゆる「公的行為」を含めた公務の増大に対して、摂政制度や国事行為の臨時代行制度で部分的には対応が可能であるとしても、年齢などから来る体力的な限界は否定できず<sup>(80)</sup>、現行制度では「上皇と天皇」という「権力の二重構造」への懸念はないことなどから、退位制度を設けておくことが皇位継承の担い手にも、また皇位継承資格者にも、心理的負担を軽減すると考えられるからである。

## 2.4. 継承の定式

旧皇室典範制定以前、皇位継承に関する法が制度上どのように位置づけられていたのかは判断が難しい。中世以来「イエ」制度が社会制度として普及していたことは事実であるが、天皇制度と「イエ」制度との関係は一義的ではない。国法（国家制度）と家法（社会制度）という二分法は近代の論理である。換言すれば、少なくとも当初、旧皇室典範で、一旦は皇位継承が家法、すなわち私的領域の法とされた点が画期である。旧皇室典範は、家法、家憲、家範と様々に表現された。『皇室典範義解』は、皇室典範が「皇室自ら其の家法を條定する者なり」<sup>(81)</sup>とし、ここに家制度を天皇制度の中心概念とする。続いて「故に公式に依り之を臣民に公布する者に

---

号、No.1289）、74－79頁。

(80) 退位を含め、皇室に関する世論調査は、参照、鶴見俊輔・中川六平編『天皇百話 下の巻』（ちくま文庫、1989年）732－746頁（「昭和62年の皇室世論調査」（日本世論調査会）

(81) 伊藤博文『憲法義解』宮沢俊義校註（岩波文庫、2005年）127頁



非ず。而して将来已むを得ざるの必要に因り其の條章を更定することあるも、亦帝国議会の協賛を経るを要せざるなり。蓋し皇室の家法は祖宗に承け、子孫に伝ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に非ざるなり」とする。大日本国憲法とあわせ、ここに宮中府中の別により、国法と家法という二元体制がとられ<sup>(82)</sup>、天皇は国法上と家法上の地位を得ることとなる。尤も、「君主の任意に制作する所に非ず」とあって、天皇の裁量にもないとされる。

大日本国憲法第2條は、皇位継承について「皇男子孫之ヲ継承ス」とするが、その具体的内容は「皇室典範ノ定ムル所ニ依リ」として沈黙する。皇室典範が、国法とは独立・自律した領域として設定された家法だと理解されれば、家法の定めにより社会制度としての皇位を継承した者が国家制度としての皇位を継承するという論理構成だと見なすことも出来る<sup>(83)</sup>。この措置は、国家(議会)の介入を避けるため、神聖な、あるいは私的な領域として設定するために必要とされた。また、これと併行して、家制度にふさわしい家産として、皇室財産が設定されている。この設定は、「天皇の私なし」とする「シラス」国体論(井上毅)からすれば反対すべき問題だった<sup>(84)</sup>が、皇室財産設定問題への議会の介入を危惧したこともあって、「私的自治の領域」の設定が優先された<sup>(85)</sup>。ここに「天皇に私なし」とす

(82) 伊東已代治の筆録によると、高輪会談で伊藤は「天地ト与ニ無窮ニ伝テ動スヘカラサルモノ」を皇室典範とし、『時ニ随ヒ多少ヲ免レサルモノ』を皇族法とす」としている。参照、島善高『近代皇室制度の形成』(成文堂、1994年)52頁以下

(83) 例えば、ルクセンブルク憲法第3条によれば、「大公位は [中略] ナッサウ家で世襲される (La Couronne du Grand Duché est héréditaire dans la famille de Nassau, conformément au pacte du 30 juin 1783, à l'art. 71 du traité de Vienne du 9 juin 1815 et à l'art. 1er du traité de Londres du 11 mai 1867.)」。なお、famille (英訳でも family) という言葉の使用は現代風である。

(84) 参照、鈴木正幸『皇室制度』(岩波新書、1993年)96頁

(85) 参照、川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』(原書房、2001年)。ま

る原理原則は「放棄」され<sup>(86)</sup>、近代以降のヨーロッパ型君主制に近づいている。尤も、宮務事項が皇室の「私事」であるかのように理解されていたとはいええない。皇室財産の設定や祭祀の扱いに関する議論にも現れているように、事柄の性質上公的事項でありながらも、「府中」の影響を受けない、ある種の私的自治領域という意味での「私的な事項」だとされたからであり、単純な「公私二分論」は結局の処、当てはまらない。

その後、当初の家法と国法との区分は保持されず、公式令（明治40年2月1日勅令第6号）で公布の方法が示され、これにより国務大臣の副署を経てなされた増補（明治40年、大正7年）は官報で公布され、国法として制定された。従って、皇室自律主義も、二重の意味を持つことになる。つまり、皇室典範の性格に即していえば、家法としての自律でもあり、また、国法である宮務法として最高法規たる憲法と並ぶ自律でもある<sup>(87)</sup>。

この典範の国法上の位置づけという問題は、戦後皇室典範制定時に、旧皇室典範の取り扱いをめぐる議論の中でも登場した。皇室典範は旧皇室典範の改正なのか、改正だとしても宮務事項を帝国議会で議論する権限はあるのか、制定や改正の要件を一般法よりも厳格にすべきではないのかといった手続論の背景には、皇室典範の制定が本来天皇の権限だとする主張が

---

た、参照、鈴木正幸『皇室制度』（岩波新書、1993年）80頁以下、高木博志「近代天皇制と古代文化」網野善彦他編『岩波講座 天皇と王権を考える 5 王権と儀礼』（岩波書店、2002年）259頁以下。

(86) 「天皇の私なし」とする議論においても、天皇個人の研究などは「御一代限りの『私事』」とする。参照、皇室法研究会『現行皇室法の批判的研究』（神社新報社、1987年）130頁

(87) 川田敬一「近代日本の国家形成と皇室財産」（原書房、2001年）第5章。これと関連する美濃部達吉の学説の変化については、参照、鈴木正幸『王と公』（柏書房、1998年）294頁以下、鈴木正幸「天皇大権とその内実」網野善彦他編『岩波講座 天皇と王権を考える 2 統治と権力』（岩波書店、2002年）20頁以下、高久嶺之介「近代日本の皇室制度」鈴木正幸編『近代の天皇』（吉川弘文館、1993年）145頁以下

垣間見られた<sup>(88)</sup>。この審議過程から、国法と家法との、あるいは国家と天皇との関係が戦後直後には必ずしも整理されて了解が得られ難かったことがわかる。審議の結果、皇室典範は手続き上旧皇室典範を改正したものである<sup>(89)</sup>ことなどが確認され、旧皇室典範に含まれる家法的要素は皇室典範から取り除かれ、新憲法が予定している皇室典範を帝国議会で制定することが経過措置として認められて、旧皇室典範は「廃止」されるに至る<sup>(90)</sup>。なお、皇室典範は通常の国会法であるが、若干の違和感が共有されながらも、「典範」という名称が保持された<sup>(91)</sup>。そして、「朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た皇室典範を裁可し、ここにこれを公布せしめる」として、皇室典範は公布された<sup>(92)</sup>。

現行制度では、国法は一元化され、皇位継承は国法事項となり、家法的要素は国法が関与しないことになるが、政府の支援・監督は認められてい

---

(88) 例として、参照、芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）7頁以下（美濃部顧問官）、10頁（松平親義）、244頁（細迫兼光）（以上、〔資料56〕第91帝国議会における皇室典範案の審議、第一読会衆議院議事速記録第6号）386頁（佐々木惣一、〔資料66〕第91帝国議会における皇室典範案の審議、貴族院皇室典範案（政府提出、衆議院送付）第一読会貴族院議事速記録第6号）

(89) 参照、芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）186頁以下（〔資料54〕「皇室典範案に関する想定問答」、石田圭介『戦後天皇論の軌跡』（日本教文社、1989年）74頁

(90) 参照、芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）529頁〔資料75〕「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件外一件審査報告」及び529頁〔資料76〕「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件」、奥平康弘『「萬世一系」の研究』（岩波書店、2005年）73頁以下。なお、皇室令及附属法令も廃止されたが、依命通牒（昭和22年5月2日）により、「3、従前の規定が廃止となり、新しい規定ができないものは、従前の例に準じて事務を処理すること」とされた。

(91) 例として、参照、芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）11頁以下（金森徳次郎国務大臣）

(92) 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』（信山社、1990年）524頁〔資料74〕皇室典範正文（昭和22年1月法律第3号）

る。憲法第2条は「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」とする。従って、皇位継承の改正には憲法の改正を要しない。しかし、例えば、男系論が主張するように、憲法第2条の「世襲」の実質的内容が男系男子に限定されると解釈すれば、憲法改正を要することになるが、その論証はいわば同語反復であり、また、第2条で、「国会の議決した皇室典範の定めるところにより」という文言があることから、憲法改正は不要だと考える方が自然である。

### 3. 皇統と皇位

皇位継承の制度骨格は、皇統と皇位のそれぞれの意味と、両者の関係にある。旧皇室典範は当初家法としての自律性を保持した。国家と天皇との「上下関係」については、「国家が主、天皇は従という考え方」が保たれ、刑法上、国家に対する罪が天皇に対する罪より上とされた。この点では、井上毅も君主が国家の法にしたがうべきとした<sup>(93)</sup>。しかし、旧皇室典範と大日本国憲法との上下関係については、必ずしも定かではない。憲法は第2条で典範に継承の詳細を委ねており、これを、家法である典範により皇位を継承した者が国法上の皇位を継承するという論理だと見なせば、皇室典範が論理的には優位にある／先行するという関係を看取することもできる<sup>(94)</sup>。

---

(93) 鈴木正幸『皇室制度』（岩波新書、1993年）12頁以下

(94) この点で、明治憲法における主権論が混迷する理由も理解できる。『憲法義解』は、第四條「天皇ハ国の元首ニシテ統治権を総覽シ此ノ憲法の條規ニ依リ之ヲ行フ」について、「統治の体験は天皇之を祖宗に承け、之を子孫に伝ふ」とする（伊藤博文『憲法義解』宮沢俊義校註、（岩波文庫、2005年）26頁）が、そうなれば、主権が皇統にあるという議論すら可能となるからである。参照、D. タイタス『日本の天皇政治』（サイマル出版会、1974年）46頁以下。このイメージは後述する皇統皇位主義と親和的である。

現行制度では、憲法第2条をうけ、皇室典範第1条で「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とする。従って、歴史上正統な皇位継承の判断基準となっていた一連の儀式や儀礼(神器の承継<sup>(95)</sup>、大嘗祭<sup>(96)</sup>)などは直接問題領域にはかかわらない。皇位継承は国会の専権事項

(95) 皇統上優劣がない場合、神器所有が判断基準となる。「武家社会では比較的早くから南朝正統論が、現皇統の正統性を損なうことなく論じられていた。三種の神器の所在と正義の如何という名文論であり、父子一系といった氏の論理は全く問題にされていなかった」という(岡野友彦『源氏と日本国王』(講談社現代新書、2003年)225頁。一方で、「院政期以降、踐祚儀の主催者は“治天の君”であるとの認識が確立しており、『伝国詔宣』こそ皇位継承の必須条件であり、『神器』献上は、“あるにこしたことはないが無くてもかまわない”副次的な儀礼と化しているとの指摘がある(今谷明『象徴天皇の発見』(文春新書、1999年)159頁)。皇室典範制定の審議過程では、皇位の継承と三種の神器との関係について、「[皇室典範には]天皇が崩ぜられた時には、皇嗣が直ちに即位せられるというだけのことでありまして、神器はどこに一体行くのであるか」との質問(吉田安)に対し、金森徳次郎国務大臣は、「三種の神器は一面におきまして信仰ということと結びつけておる場合が非常に多い」から、皇室典範の中に表わすのは必ずしも適当ではないが、三種の神器が皇位の継承と結び付いていることは当然であるから、その物的な面について、皇室経済法の中に片鱗を示す規定をおいているとした(芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1 皇室典範』(信山社、1990年)222-225頁([資料56] 第91帝国議会における皇室典範案の審議 衆議院第一読会衆議院議事速記録第6号)。皇室経済法は第27条で、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに皇嗣が、これを受ける」としている。これを文字通り解釈すれば、「三種の神器は単なる皇室の宝物ではなく、皇祖神の霊位をあらわすものとして把握され」ていたが、皇室典範は神器の相承と皇位の継承との合一不可分を認めず、「皇祖の祭り主の相続から財物の遺産相続的法理へと変化した」となる(横田耕一「皇室典範をめぐる諸問題」『法律時報』通巻第578号特集=天皇制、45頁)。なお、「世伝御料は、皇位とともに世襲されるべききもので、天皇御一代の御意思(勅使)によっても処分をゆるぎされないもの」だとする意見があり(皇室法研究会『現行皇室法の批判的研究』(神社新報社、1987年)56-61頁)、近代法の所有観念は当てはまらない好例である。

(96) 大嘗祭を開催しない天皇を「半帝」と呼ぶ(参照、村上重良『日本史の中の天皇』(講談社学術文庫、2003年)98頁)のは俗説だと指摘がある(今

であり、立法政策の領域に属する。しかし、現行の継承規定からは、皇位と皇統とがどのような関係にあるのかは判然としない。皇位と皇統それぞれの意味と両者の関係については、皇位継承に関する著書や論文が数多く出され、戦前戦後議会等で様々に論じされてきたにも拘わらず、共通する理解や了解が得られているとは言い難い。

まず、皇位とは何かである。憲法上の皇位を「歴代の天皇の地位を連続的に捉えた」ものだと理解しても<sup>(97)</sup>、天皇の国制史上の地位は大きく変動するため、「皇位は天皇の地位である」という同語反復の説明と大差はない。また、この連続性に着目する理解には若干の難点がある。というのも、国制上の地位は現行憲法上の地位には限定されないという理解も可能だからである。この場合、憲法上の皇位と国制上の皇位とが論理上分離され、憲法上の皇位に留まらない意味が国制上の皇位に含まれていると解釈されることになる。両者は、成典憲法 (constitutional law, Verfassungsrecht) と非成典憲法 (Constitution, Verfassung)<sup>(98)</sup>の違いにも類似するが、この議論を続けると Constitution とは何かという議論が求められ、しばしば不毛な「神学論争」に踏み込むことになりかねないため、ここでは皇位を憲法上定められた天皇の国制上の地位として議論を進める<sup>(99)</sup>。

皇位と同様に、皇統も必ずしも明白な概念ではない。政府見解では、「今上を中心としてこゝに至り又ここより発する一系の血統」とする<sup>(100)</sup>。一

谷明他『天皇家はなぜ続いたのか』（新人物往来社、1997年）194頁以下。

(97) 小林孝輔・芹沢齊編『別冊法学セミナー No. 149 基本法コメンタール第4版 憲法』23頁（芹沢齊）。なお、政府見解及び学説のまとめについては、参照、園部逸夫『皇室法概論』（第一法規、2002年）384頁以下

(98) Constitution の日本語訳として、国体はその「政治色」から用いづらい。代わって「国のかたち」（司馬遼太郎）がしばしば用いられるが、これも幾分漠然としているため、ここでは用いない。なお、戦後の国体論については、石田圭介『戦後天皇論の軌跡』（日本教文社、1989年）100頁以下。

(99) 参照、園部逸夫『皇室法概論』（第一法規、2002年）384-386頁

(100) 以下、皇統概念に関する政府見解及び学説のまとめについては、参照、

言で言えば、天皇の血統であるが、上述のように、皇位継承が歴史上男系に限定されていたとしても、皇位継承の資格である皇統が男系に限定されると解釈する必然性はない。

皇統と皇位とは、いわゆる「鶏と卵の関係」にある。あるいは、「王は王位により王になるが、王位には王が必要である」。つまり、論理的にどちらが先行するのかが決めがたい。「皇統あつての皇位」であり、「皇位あつての皇統」である。しかし、両者が不可分であるにしても、皇統と皇位とが異なる原理（「ウチ」と「イエ」）や理念によってその保持が主張される場合、両者には扞格が生じることもあり得る。ここに、皇統と皇位のそれぞれの正統性を独立して考える余地が生まれる。この場合、「皇統あつての皇位」と「皇位あつての皇統」のいずれかを優先せざるを得なくなる。

便宜上、「皇統あつての皇位」を皇統皇位主義、「皇位あつての皇統」を皇位皇統主義と呼べば、皇統皇位主義の論理は、皇位継承の事例で皇統が男系に限定されているという「時の重み」を重視する伝統主義から男系論に結び付きやすい。皇位継承者は憲法上国会で定められることになっているが、そもそも皇位継承者の決定には、当事者である天皇の意思が反映されるべきであり、しかも、「皇統はその時々 ROIYALファミリーの独占物ではない。その時々天皇の近親に男系男子が恵まれなければ、別系統男系の血筋にお返し」<sup>(101)</sup>する筋合いのものであり、養子制度の導入などを検討すべきことを主張することになる。極論すれば、「女性は『皇位』の継承者にはなり得ても、『皇統』の継承者たり得ない」<sup>(102)</sup>。この場合、皇

---

園部逸夫『皇室法概論』（第一法規、2002年）389頁以下。福澤諭吉は、「国体と皇統とを区別し、国体を守るとは他国に国を奪われないことであり、皇統も国を維持するのに役立つからこそ貴いのだとする」、「物の貴きにあらず、その働の貴きなり」という。参照、近代日本思想研究会『天皇論を読む』（講談社現代新書、2003年）14頁

(101) 八木秀次『本当に女帝を認めてもいいのか』（洋泉社、2005年）72頁

(102) 「皇室典範に関する有識者会議（第6回）議事次第」での八木秀次高崎経済大学助教授の発言。なお、参照、鈴木邦男・佐藤由樹『天皇家の掟』（祥

位の継承者が国制上の天皇だとして、皇位の継承者ではない皇統の継承者とは何を指しているのかという疑問はある。ヨーロッパ立憲君主制では、家の継承者と称号の継承者とが分離する事例はしばしば見られる<sup>(103)</sup>。例えば、カール六世は長子となったマリア・テレジアのハプスブルク家継承権を結果的に周辺諸国に承認させることが可能となった（pragmatische Sanktion）が、男性のみが就任できる神聖ローマ皇帝位は、その夫（フランツ1世）及び息子（ヨーゼフ2世）が就いた。このような分離を想定する場合には、皇位の継承者を国家天皇と皇統の継承者を社会天皇と呼ぶことも可能である。そして、象徴機能と皇室の祭祀機能の担い手を分離して、例えば、男系女子である愛子内親王とその「夫」が国事にあたり、現在非皇族であるが、皇胤である遠縁の男性を天皇の下で伝統的な祭祀をうけもつ地位につけ、皇族としてのトレーニングを積むという発案<sup>(104)</sup>も、皇位を2つに分ち、一方を国制上の皇位継承者（国家天皇）として、他方を「天皇家」の皇位継承者（社会天皇）とする点で類似している。尤も、制度上複雑であり、しかも次代の国制上の天皇に誰が就任するかという問題への満足できる解答にはならないことも事実である。

伝社新書、2005年）249頁

(103) これと類似したものとして院政を考えることが可能かも知れない。院政のきっかけは、母方から父方へという親族組織の変化（「ウヂ」から「イエ」）

（吉田孝『歴史のなかの天皇』（岩波新書、2006年）114頁）であり、もし「天皇家」という概念が中世に妥当するとすれば、院政とは、天皇と上皇による役割分担の体制であり、上皇が天皇家の家督相続者（治天の君）である。なお、孝謙上皇（太上天皇）と淳仁天皇との不仲（『続日本紀』）について、孝謙上皇は淳仁天皇を非難して出家したが、その際、「政事は、常の祀（まつりごと）小事は今の帝行ひ給へ。国家の大事賞罰二つの柄（もと）は朕行はむ」（政事は常の祭祀などの小事は天皇が行い、国家の大事や賞罰二つの権限は朕が行おう）とした（水谷千秋『女帝と譲位の古代史』（文春新書、2003年）181頁）。

(104) これに近いものとしては、武光誠『女帝の国、日本。』（宝島社新書、2005年）204頁



一方で、皇位皇統主義の議論は、皇位の維持を重視し、皇位継承者と皇統継承者との二分を回避する態度から、現行の「危機」に際しては、皇統のあり方を再検討する双系論と親和的である。この議論を進めると、皇位継承のあり方は、旧皇室典範と異なり、国会法である皇室典範に委ねられていることから、皇統は皇位への就任資格に過ぎないことになる。しかも皇室典範の制定時、家法的な部分は皇位継承から除くとされたことを反対解釈すれば、皇位継承は国法上の問題であることは明白である。また、現行体制下では、憲法及び皇室典範が直接に対象とするのは国家天皇及びその継承であり、これと社会天皇及びその継承との関係は明確ではないが、現行憲法下では国法一元化により、国家天皇と社会天皇とが再び融合していると考え、皇室典範が想定している皇位継承に関するルール規定は両方の領域に関わるものであり、従って国会がその内容を定められると考える<sup>(105)</sup>。そして、皇位継承者の範囲を、次々代の継承が不安定になりかねない男系女子に限定せず、女系子孫にも拡げる議論と結び付くことにも無理はない。さらには、女系継承を正当化する上で、歴史上の事例で女系継承が見られたことを立証しようとする議論もあれば、その手前の議論として、皇位継承において女系が果たした役割が重要であったことを強調する議論もあり、憲法第14条に代表される憲法規範との整合性、ヨーロッパ諸国の近年の改正例の示唆、国際人権宣言などへの言及などから女系継承を主張する議論も導かれる。

皇統と皇位との関係は、天皇制度の正統性のあり方を考慮すると、一筋縄ではいかない。皇統への執着と男系（男子）への執着が交錯し、問題が

---

(105) これは、憲法第1条が規定する「この地位」の解釈とも関わってくるが、憲法第1条の「この地位」を天皇という地位を指すとみなす場合も、社会天皇としての地位が国民の総意に基づくと考えすることは困難であるから、国家天皇という地位が国民の総意に基づくと考えられ、またこれを象徴という地位に限定して解釈すれば、これは国制上の象徴としての地位に限定されることになる。いずれも、国家天皇と社会天皇とが融合しているとは考えづらい。

皇統と皇位との選択なのか、男系と双系（女系）との選択なのか、わかりづらい。それでも、皇室イメージが、家から家族へ、さらに家庭へ<sup>(106)</sup>変わり始め、家族制度における血統の意味が急激に変貌し、男系継承への固執が緩和される中で、中長期的に見て、独自の制度論理を維持することは相当に困難であることも確かである。

#### 4. おわりに

皇位継承制度の安定条件は、皇位継承者の過不足ない数の確保である。庶子や養子の継承や側室制度を認めず、皇統に属する男系男子に継承資格を限定する現行制度がどの程度制度存続の実質要件を充たすかは現在のところ不明である。戦後ヨーロッパの立憲君主制において、王位継承法が改正された理由が、男女平等という理念の実現よりは、王位継承資格者確保という実務上の政策判断であったことも事実である<sup>(107)</sup>。皇室で41年ぶりの親王誕生という慶事があっても、中長期的に又は構造的に皇位継承制度は「危機」にあり、何らかの措置が必要であるとの認識は広く共有されている。男系男子による継承という現行制度を基本的に維持しながら、これを補完する形で養子制度や旧宮家の復帰を図る方向で制度を改革するのか、それとも男系男子以外の継承を認めるのか、大きく云えば皇統皇位主義をとる男系論と皇位皇統主義をとる双系論の2つの行き方があるが、細部の順列組合せを考えれば、数十、数百通りの答えがある。現行制度を基本的に維持するにせよ、継承ルールを女性や女系子孫に開放するにせよ、皇位

---

(106) 石田圭介『戦後天皇論の軌跡』（日本教文社、1989年）150頁、これと関連して、高橋紘『平成の天皇と皇室』（文春新書、2003年）7-14頁

(107) 男子の継承者がいなければ条約によりフランスに「吸収」されることになっていたモナコが2002年憲法とその関連条約や法令を改正し、女子の継承権を認めたのはこの典型例である。

継承のあり方を考える際には、憲法理念や規範の要請、国民意識や社会慣習の変化、歴史や伝統との連続性など考慮すべき基準が複数あるため、いずれの方法を選択しても、別方面からの反対が避けられず、国民のコンセンサスは得がたい問題である。また、天皇制度が日本固有であるとしても、その設計と存続には、古くは中国の制度を、明治時代以降は主としてヨーロッパ諸国の制度を学習した成果であり<sup>(108)</sup>、その意味で現在や将来の類似制度の改変動向が及ぼす影響も無視しがたい。この点で、制度の固有性を強調しても、正統性の弁証が免責されることにはならない。

総じて云えば、象徴天皇制度の本義に沿った形での制度設計を図ることが肝要となる。男系論にみられるように、「旧宮家の方々の『人格』を問題にする向きもある。しかし、はっきり言えば、この際、『人格』は二義的な問題である」<sup>(109)</sup>では、「国民とともに歩む皇室」ではなくなる。一方で、皇位継承は国法上の問題であって、その変更については形式上天皇及び皇族の意向を配慮する必要はないとして、憲法理念などを主な判断基準とした制度改革を優先する選択肢もあり得るが、天皇制度は、歴史や伝統を正統性の柱とすることに加え、特に他の立憲君主制度と同様、「人が制度」という特色を有する以上、担い手の意向に配慮することも制度運用上不可欠であり、また望ましくもある。この配慮は、皇位継承が家法かどうかという問題とは直接関わらない。皇位の担い手は、国制上、歴史や伝統への責任のみならず、「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」として国や国民に対する責務を負う上でも、その自然人としての幸福追求を全面的に否定されることは回避すべきであり、また皇位を担う集団のあり方も、一般社会の慣習とその変化から独立して維持されることは中長期的には困

---

(108) 専ら伝統に正当性が求められれば、ヨーロッパ諸国の王位継承法を参照した事実はむしろ隠匿されることになる。一例として、参照、小林宏「皇位継承をめぐる井上毅の書簡について」『國學院法学』第19巻第4号（1982年2月）9-35頁

(109) 八木秀次『本当に女帝を認めてもいいのか』（洋泉社、2005年）130頁

難だからである。

皇位継承は「皇統か皇位か」という単純な二者択一の問題には還元しがたいが、制度設計とその存続において両者の正統性が衝突すると考えられれば、両者に優先順位を付けざるを得ない。そして、行論でいう皇統皇位主義と皇位皇統主義という2つの選択肢が考えられるが、天皇制度の正当性である伝統が、伝えられてきた正統であるとともに、これから伝えられるべき正統であることを考慮すれば、皇統と皇位との優先順位の選択は、問題対応における伝統主義と保守主義との違いである。